

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月28日

【会社名】 京セラ株式会社

【英訳名】 KYOCERA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山 口 悟 郎

【本店の所在の場所】 京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地

【電話番号】 075 (604) 3500 (代)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員常務 (経理財務本部長) 青 木 昭 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲 2 丁目 3 番14号
京セラ株式会社 東京八重洲事業所

【電話番号】 03 (3274) 1551 (代)

【事務連絡者氏名】 東京八重洲事業所長 田 中 公 貴

【縦覧に供する場所】 京セラ株式会社 東京八重洲事業所
(東京都中央区八重洲 2 丁目 3 番14号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社 大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜 1 丁目 8 番16号)

1【提出理由】

平成25年6月26日開催の当社第59期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円 総額 11,006,389,200円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日

2. 別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 27,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 27,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を定款に追加するものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、久芳 徹夫、前田 辰巳、山口 悟郎、駒口 克己、山本 康行、石井 健、大田 嘉仁、青木 昭一、ジョン・ギルバートソン、ジョン・リグビー、舩 浩、伊達 洋司及び小野寺 正を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、前 耕司、古家野 泰也を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	無効 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	1,287,417	69,669	862	18	93.83	可決
第2号議案	1,341,398	15,691	872	6	97.76	可決
第3号議案						
久芳 徹夫	1,274,409	81,525	2,016	11	92.88	可決
前田 辰巳	1,324,504	31,433	2,016	11	96.53	可決
山口 悟郎	1,320,928	35,007	2,016	11	96.27	可決
駒口 克己	1,325,922	30,017	2,016	11	96.63	可決
山本 康行	1,325,913	30,027	2,016	11	96.63	可決
石井 健	1,349,319	6,621	2,016	11	98.34	可決
大田 嘉仁	1,325,939	30,000	2,016	11	96.63	可決
青木 昭一	1,325,882	30,057	2,016	11	96.63	可決
ジョン・ギルバートソン	1,325,861	30,078	2,016	11	96.63	可決
ジョン・リグビー	1,349,313	6,627	2,016	11	98.34	可決
触 浩	1,349,523	6,416	2,016	11	98.35	可決
伊達 洋司	1,349,605	6,335	2,016	11	98.36	可決
小野寺 正	1,282,737	74,364	849	11	93.49	可決
第4号議案						
前 耕司	1,322,440	34,661	849	13	96.38	可決
古家野 泰也	1,356,461	644	849	13	98.86	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 賛成率につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主分）を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算しております。

(4) 上記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会に出席した株主全員の議決権数のうち各議案の賛成を確認できたものの合計により、各決議事項が可決されるための要件を満たしたためであります。

以上